

# 役員等報酬及び費用に関する規程

社会福祉法人 慶明会

## (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人慶明会の役員及び評議員等の報酬及び費用について定めるものである。

## (定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、定款第15条に基づき選任された理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、常勤の理事及び施設の職員を兼務し、職員として常時従事する者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、常勤役員以外の役員をいう。
- (4) 評議員とは、定款第5条に基づき選任された者をいう。
- (5) 報酬とは、社会福祉法第45条の3第1項に定める報酬等をいい、報酬、賞与その他職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称の如何を問わない。費用とは明確に区分されるものである。
- (6) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費（宿泊費を含む）、手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものである。

## (報酬等の区分)

第3条 役員の報酬は、各人との契約により年額報酬、退職慰労金とし、非常勤役員及び評議員については、業務に応じた報酬とし、賞与及び退職慰労金は支給しない。

## (常勤役員等の報酬等の算定方法)

第4条 常勤役員に対する報酬等の額は、別表第1による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 退職慰労金については、役員退職慰労金規程による退職手当を支給する。

## (非常勤役員及び評議員の報酬等の算定方法)

第5条 非常勤役員及び評議員に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 非常勤役員の報酬は、別表第2「非常勤役員の報酬」に定める額とする。
- (2) 評議員の報酬は、別表第3「評議員の報酬」に定める額とする。

## (費用)

第6条 非常勤役員及び評議員が、会議に出席する場合又は職務の執行のため出張する場合は、別表第4「旅費交通費」に定める旅費を支給することができる。

- 2 前項にかかわらず、常勤役員等については、職員旅費規程に準じて旅費を支給するものとする。
- 3 役員及び評議員がその職務の執行に当たって負担し、又は負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また、前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

(重複支給の防止)

第7条 同一日において、当該役員等報酬規程による報酬等の支給の対象となる業務に複数回従事したときは、重複して支給しないものとする。

(報酬等の支給方法)

第8条 常勤役員に対する報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める時期とする。

- (1) 報酬については、その月の21日から20日までの分を毎月28日に支給する。ただし、当日が休日にあたる場合は、その前日とする。
- 2 非常勤役員及び評議員に対する報酬は、業務を行った都度支給する。
- 3 報酬等は、通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。
- 4 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときは控除して支給する。

(報酬等の計算方法)

第9条 常勤役員に対する報酬については、年俸額を12で割った額を基本月額として支給する。尚、月の途中で新たに就任した常勤役員の報酬は、その日から当該月の末日まで日割り計算により支給する。

- 2 常勤理事が月の途中で退任、又は解任された場合は、当該月の初日から退任し、又は解任された日までの報酬を日割り計算により支給する。
- 3 前2項の日割り計算による日額の計算は、報酬の額を当該月の暦日から当該月の休日を除いた日数で除して得た額とする。
- 4 所定の勤務時間の全部又は一部について業務に従事しなかった場合は、その従事しなかった時間に対する報酬は支給しない。ただし、本規程等で別に定める場合は、その規定による。
- 5 前項の場合において従事しなかった時間の計算は、当該報酬締切期間の末日において合計し、1時間未満は切り捨てる。1時間当たりの金額の計算方法は、報酬をその月の所定勤務時間で除した額とする。
- 6 この規定により、計算金額に端数が生じたときには、次のとおり端数処理を行う。
  - (1) 50銭未満の端数について、これを切り捨てる。
  - (2) 50銭以上1円未満の端数のあるときは、その端数金額は1円として計算する。

(公表)

第10条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、評議員会の議決により行うものとする。

(補則)

第12条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

## 役員退職慰労金規程

社会福祉法人 慶明会

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人慶明会の役員が退任（死亡を含む）したときに、当該役員又は遺族に対して支給する退職慰労金について定めるものである。

### (役員)

第2条 この規程で役員とは、当法人の理事をいう。

### (支給の決定)

第3条 役員退職慰労金の額は、この規程によって計算すべき旨の評議員会決議に基づいて、理事会が決定した金額とする。

### (職員兼務役員の取り扱い)

第4条 この規程によって支給する退職慰労金には、職員兼務役員に使用人として支給すべき退職金は含めないものとする。

### (算定方法)

第5条 退職慰労金は、次の方法によって算定する。

第6条に定める報酬基本月額×第7条に定める役員在任年数×第10条に定める役位係数＝支給額

2 前項による支給額に10万円未満の端数が生じたときは、10万円に切り上げて支給する。

### (報酬月額)

第6条 報酬基本月額とは、各目の如何を問わず、毎月定めて支給されるものの総額を言う。

2 職員兼務役員の場合は、職員分の報酬を除外するものとする。

### (役員在任年数)

第7条 役員在任年数は、1か年を単位とし、端数は月割りとする。

但し、1か月未満の端数は1か月に切り上げるものとする。

2 勤務の途中で退任（辞任）し、再度就任した場合は、これを通算する。

### (在任年数の特例)

第8条 役員が在任中に死亡し又はやむを得ない事由によって退任したときは、残存期間を在任年数に加算することができるものとする。

### (非常勤期間)

第9条 役員の非常勤期間については、退職慰労金算定の際の役員在任年数から除外する。

但し、理事会で承認したときはこれを算入するものとし、この場合における第6条に定める「毎月定めて支給されるものの総額」は、次により算定する。

① 理事に適用

$$\frac{\text{退任又は辞任直前12か月の出勤日数}}{12} \times 30,000 \text{円 (案)} = \text{報酬月額}$$

2 前項の算定に際し、在任期間が1年に満たないときは、算定式における「12」は、それぞれ「在任期間の月数」と読み替えるものとする。

(役位係数)

第10条 役位係数は次のとおりとする。

- ① 理事長 2.0
- ② 副理事長 1.5
- ③ 理事 1.0

(功労加算)

第11条 理事会は、退任役員のうちで在任中に特に功労のあった者に対し、第5条により算定した額に、その50%を超えない範囲内で定めた額を加算することができるものとする。

(不支給・特別減額)

第12条 次の各号の一に該当する者については、退職金を支給しない。但し、事情により算出した退職金の支給額を減額して支給することがある。

- ① 法令違反、重大なる過失又は故意による行為で法人に著しい損害を与え退職したとき。
- ② 刑事事件に関し有罪の判決を受けたとき。
- ③ 定款の規定に基づき、役員を解任されたとき。
- ④ 退職後、又は支給日までの間において在職中の行為につき解任に相当する事由が発見されたとき。

2 退職金の支給後1年以内に前項に規定する事由が発見された場合は、支給した退職金の返還を求めることができる。

(支給時期・方法)

第13条 退職慰労金は、評議員会の決議後2か月以内にその全額を支給する。

- 2 法人は、社会・経済情勢又は法人の業績等により、当該役員と協議の上で、支給時期・分割支給回数・支給方法等を別に定めることができるものとする。
- 3 本法人の債務のある場合は、その債務を返済した後に支払う。

(退職慰労金からの控除)

第14条 法人は、退職慰労金の支給に際し法令に基づく源泉税及び法人に対して負うべき債務の全額を控除するものとする。

(受給権者)

第15条 役員が死亡した場合の退職金又は退職功労金は、死亡当時、本人の収入により生計を維持していた遺族に支給する。

2 前項の遺族の範囲及び支給順位については、労働基準法施行規則第42条から第45条の定めるところを準用する。

(公表)

第16条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第17条 本規程の全部又は一部を改廃する場合は、評議員会の承認を得るものとする。

(施行) 平成30年 4月 1日制定

第17条 本規程は、平成20年 4月 1日に遡及して施行する。